

## マイナ保険証Q&A

### 加入者情報のお知らせ関係（10月28日送付予定）

Q 1. 資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願いの通知を受け取りましたがどうしたらいいですか？

A 1. この通知は、国の方針に基づき、健康保険の資格情報が正確に登録されていることをご本人にお伝えすることにより、すべての方に安心してマイナ保険証をご利用いただくことを目的としてお送りしています。通知に記載されている資格情報と個人番号（マイナンバー）の下4桁がご自身のものと一致しているかご確認いただき、相違がある場合は当健保にご連絡ください。

なお、右下の「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証への移行後にご自身の加入資格を簡単に把握できるように交付するものですので、台紙から切り離してマイナ保険証と併せて携行いただくようお願いいたします。

Q 2. 資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願いの通知が届きませんがなぜですか？

A 2. この通知は、当組合においては、令和6年10月5日時点のデータをもとに作成しており、国の方針により1回限りの送付とされていますので、その時点で加入登録されていない方や、加入していても個人番号（マイナンバー）が登録されていない方には通知されません。なお、今回の通知が送付されていない方には、マイナ保険証保有の有無に応じて「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」を別途送付することとしています。

●健康保険証を交付されている方（令和6年11月29日までに処理した方）

資格情報のお知らせ・・・令和7年1月以降に交付予定

資格確認書・・・・・・・・・・令和7年11月頃に交付予定

●健康保険証が交付されない方（令和6年12月2日以降に処理した方）

資格情報のお知らせ、資格確認書・・・加入手続き時に交付

Q 3. 氏名変更届を提出して変更後の健康保険証も受け取りましたが、資格情報のお知らせに旧氏名が記載されているのはなぜですか？

A 3. この通知は、令和6年10月5日時点のデータをもとに印刷・封入作業を行い、各事業所様に送付しています。したがって、同日のデータ抽出後にシステム処理した氏名変更等はこの通知には反映されません。氏名変更の手続きについては、お手元に届いた新しい健康

保険証にてご確認いただきますようお願いいたします。

Q 4. 個人番号の下4桁や氏名といった個人情報を本人に通知することの法的根拠は何ですか？

A 4. 今回の個人番号下4桁等の個人情報の本人への送付の事務は、各保険者等が保有するデータの正確性を確保するために行うものであり、医療保険の保険給付の支給等の事務処理に関する加入者情報の管理等といった利用目的の範囲において、個人番号・個人情報を利用するものです。

個人情報保護法第22条及び第65条において、個人情報取扱事業者・行政機関の長等は、個人データ・保有個人情報の正確性の確保に努めなければならないこととされており、こうした規定も踏まえた対応です。

Q 5. 世帯単位で封入して世帯主や被保険者に送付した場合、個人番号下4桁等の個人情報の家族への第三者提供に該当すると考えられるが、個人情報保護法との関係で問題はありませんか？

A 5. 今回の個人番号下4桁等の個人情報の世帯主を通じた送付は、各保険者が把握している加入者情報の正確性を確保し、また、加入者に対して自身の被保険者資格をお知らせするために送付するものです。こうしたことを踏まえると、今般の個人番号下4桁等の送付は、医療保険に係る事務の範囲内において個人情報を世帯主に提供するものであり、個人情報の利用目的の範囲内であるため、個人情報保護法第69条の利用及び提供制限の規定に抵触するものではありません。

なお、今般の事務について、当組合ではホームページに掲載して黙示による包括的な同意を得る対応を行っています。